

平成七年法律第六十号

平成七年度における財政運営のための国債
七年法律第六十号

整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律

基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する措置、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)。第三条において「社会資本整備特別措置法」という。による貸付金の償還の特例等に関する措置、一般会計からの決算調整資金への繰入れの特例に関する措置、一般会計において承継する債務等の償還の特例に関する措置、一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定、国民年金特別会計国民年金勘定及び労働保険特別会計雇用勘定への繰入れの特例に関する措置並びに外国為替資金特別会計及び自動車損害賠償責任再保険特別会計から的一般会計への繰入れの特別措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第二条 平成七年度において、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

(社会資本整備特別措置法による貸付金の償還の特例等)

第三条 国は、平成七年度において、国債整理基金の運営に支障が生じないようにするため、社会資本整備特別措置法第二条第一項の規定による貸付金(同項第一号に該当する事業に係る貸付金に限る)及び社会資本整備特別措置法第三条第一項又は第二項の規定による貸付金(昭和六十二年度から平成六年度までの各年度において貸し付けたものについては、関係法律(社会資本整備特別措置法第二条第二項に規定する法律に限る)の規定又は社会資本整備特別措置法第三条第四項の規定により償還期限を繰り上げて償還させる場合を除くほか、これらの貸付金の全部又は一部について、その償還期限を繰り上げて償還させることができる。

3 同巧の規定による償還を行ふ者は、當該償還の時に、該償還の額に相当する金額を、無利子で貸し付けるものとする。

第一項の規定によりその償還期限を繰り上げて償還させる貸付金（以下この条において「当初貸付金」という。）の償還の時における前項の規定による貸付金（以下この条において「償還時貸付金」という。）の償還期間、償還方法その他貸付けの条件に関する事項については、当該償還時貸付金を当該償還時貸付金に係る当初貸付金とみなして、関係法律（社会資本整備特別措置法第二条各項に規定する法律に限る。）の規定又は社会資本整備特別措置法第三条第三項及び第四項の規定を適用する。

4 政府は、平成七年度において、社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定にかかるわらず、償還時貸付金の貸付けに要する額に相当する金額を、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 債還時貸付金の貸付けに係る国の会計間の繰入れ（前項の規定による繰入れを除く。）及び予算の執行並びに償還時貸付金の貸付けに係る国との会計間の繰入れ及び償還時貸付金の貸付けに係る政府の経理については、当該償還時貸付金を当該償還時貸付金に係る当初貸付金とみなして、関係法律（社会資本整備特別措置法第六条第一項第一号に規定する法律に限る。）の規定及び社会資本整備特別措置法第七条の規定を適用する。

（一般会計からの決算調整資金への繰入れの特例）

第四条 決算調整資金に関する法律（昭和五十三年法律第四号）附則第二条第一項の規定により平成六年度において国債整理基金から決算調整資金に繰り入れられた繰入金についての同条第三項の規定の適用については、同項中「翌年度」とあるのは、「翌々年度」とする。

（一般会計において承継した債務等の償還の特例）

第五条 政府は、地方交付税法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第三十七号）附則第

減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（平成二年法律第四十五号）第二条第二項の規定により一般会計において承継した債務のうち平成七年度において償還すべき金額については、それぞれその償還を延期することができる。この場合において、当該延期に係る金額については、十年（五年以内の据置期間を含む。）以内に償還しなければならない。

（一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例）

第六条 政府は、平成七年度における一般会計からの中厚生保険特別会計年金勘定への繰入れのうち国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号。次項において「六十年改正法」という。）附則第七十九条に規定する国庫負担に係るものについては、同年度に係る同条の規定による国庫負担金の額の二分の一に相当する額を下らない範囲内において予算で定める額を、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、平成七年度に係る六十年改正法附則第七十九条の規定による国庫負担金の額と前項の規定による繰入金の額との差額に相当する額及び同項の規定による繰入れの特例措置がとられなかつたとした場合に年金特別会計の厚生年金勘定（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）に基づく厚生保険特別会計の厚生年金勘定を含む。）において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3 特別会計に関する法律第百十一条第三項の規定によるほか、前項の規定による一般会計から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 年金特別会計の厚生年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般

（一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例）

第七条 政府は、平成七年度における一般会計から国民年金特別会計への繰入れについて、国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れに繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号。第四項において「繰入特例法」という。）第三条第三項において読み替えて適用する同法第二条第一項の規定による繰入金額の算定において加算するものとされている同法別表の平成七年度の項の下欄に掲げる金額の同法第三条第一項の政令による改定後の金額は、これを加算しないものとする。

政府は、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、前項の規定により繰入金額の算定において加算しなかつた金額に相当する額及び同項の規定による特例措置がとられなかつたとした場合に年金特別会計の国民年金勘定（特別会計に関する法律附則第六十六条第二項の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特別会計の国民年金勘定を含む。）において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

特別会計に関する法律第百十一条第二項の規定によるほか、前項の規定による一般会計からする額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

当該勘定の歳入とする。

4 年金特別会計の国民年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十条第二項第一号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額（平成七年度における財政運営のための国債整備基金に充るべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）第七条第二

三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成七年度に償還するも

（一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例）

第七条 政府は、平成七年度における一般会計から国民年金特別会計への繰入れについて、国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れに繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号。第四項において「繰入特例法」という。）第三条第三項において読み替えて適用する同法第二条第一項の規定による繰入金額の算定において加算するものとされている同法別表の平成七年度の項の下欄に掲げる金額の同法第三条第一項の政令による改定後の金額は、これを加算しないものとする。

政府は、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、前項の規定により繰入金額の算定において加算しなかつた金額に相当する額及び同項の規定による特例措置がとられなかつたとした場合に年金特別会計の国民年金勘定（特別会計に関する法律附則第六十六条第二項の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特別会計の国民年金勘定を含む。）において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

特別会計に関する法律第百十一条第二項の規定によるほか、前項の規定による一般会計からする額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

当該勘定の歳入とする。

4 年金特別会計の国民年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十条第二項第一号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額（平成七年度における財政運営のための国債整備基金に充るべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）第七条第二

項の規定により繰り入れた金額を除く。」とす
る。

5 平成七年度及び第二項の規定による繰入れが
された年度における繰入特例法第二条第二項及
び第五条の規定の適用に関する必要な技術的読替
えは、政令で定める。

(一般会計からの労働保険特別会計雇用勘定へ
の繰入れの特例) 政府は、平成七年度における一般会計か
ら労働保険特別会計雇用勘定への繰入れについ
ては、同年度の雇用保険法(昭和四十九年法律
第一百六号)第六十六条第一項及び第六十七条
前段に規定する国庫負担に係るものについて、
これらの額の合算額から三百億円を控除して、
繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、雇用保険事業の適正な運営が
確保されるよう、各年度における労働保険特別
会計雇用勘定の収入支出の状況等を勘査して、
予算の定めるところにより、三百億円及び前項
の規定による繰入れの特例措置がとられなかつ
たとした場合に当該勘定において生じていたと
見込まれる運用収入に相当する額を合算した額
に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定
に繰り入れるものとする。

3 前項の規定による一般会計からの労働保険特
別会計雇用勘定への繰入金は、当該勘定の歳入
とする。

4 平成七年度及び第二項の規定による繰入れが
された年度における労働保険特別会計法(昭和
四十七年法律第十八号)第二十条の規定の適用
に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。
(外国為替資金特別会計からの一般会計への繰
入れ)

第九条 政府は、平成七年度において、外国為替
資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六
号)第十三条の規定による外国為替資金特別会
計からの一般会計の歳入への繰入れをするほ
か、同特別会計から三千五百億円限り、一
般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、外国為替資金特
別会計の歳出とする。
(自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一
般会計への繰入れ) 政府は、平成七年度において、自動車損
害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から二千
九百十億円、同特別会計の保険勘定から百九十
億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れるこ
とができる。

2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責
任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定から
の繰入金については、後日、予算の定めるところ
により、その繰入金に相当する額及び同項の
規定による繰入れがなかったとした場合に当該
各勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計の自
動車事故対策勘定若しくは保障勘定、自動車損
害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部
を改正する法律(令和四年法律第六十五号)第
二条の規定による改正前の特別会計に関する法
律に基づく自動車安全特別会計の自動車事故対
策勘定若しくは保障勘定又は自動車安全特別会
計の自動車事故対策勘定において生じていたと
見込まれる運用収入に相当する額を合算した額
に達するまでの金額を、一般会計から自動車安
全特別会計の自動車事故対策勘定に繰り入れる
ものとする。

3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保
険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入
金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障
勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計か
らの自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定
への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一項 第三百九十二条 附則第二条から第六十五条ま
で、第六十七条から第二百五十九条まで及び第
三百八十二条から前条までに定めるものは、
か、この法律の施行に関し必要となる経過措置
は、政令で定める。
附則 (令和四年六月一五日法律第六五
号)抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行
する。
(施行期日)

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八
三号)抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施
行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日法律第
一八三号)抄

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施
行する。

附 則 (平成一九年三月三一日法律第二
三号)抄

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施
行する。

附 則 (平成一九年四月一日法律第二
三号)抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行し、平成十九年度の予算から適用する。た
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行し、第二条第一項第四号、第十六
号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び
第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条
までの規定は、平成二十年度の予算から適用す
る。